

平成31年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望

(住宅・まちづくり関連)

平成30年7月

大 阪 府

日頃から、大阪府の住宅まちづくり行政の推進につきまして、格別のご高配とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本府では、東西二極の一極を担う大阪となることをめざし、「魅力的な都市空間の創造」、「安全・安心の確保」の観点から、市町村と連携をしながら、民主導による施策を推進しています。

うめきた2期における都市空間の創造など、活力と魅力ある都市空間の創造や、密集市街地対策や住宅・建築物の耐震化など、減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成を進めるとともに、空家対策やアスベスト対策等を通じた誰もが安心して暮らせる大阪の実現に向けた取組みを進めています。

これらの施策を遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

また、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により被災された府民が一日も早く日常の生活を取り戻せるよう国、府、被災市町が一丸となって必要な対策に取り組む必要があります。

本府の財政状況や課題解決に向けた取組みについて十分ご理解いただき、要望事項の具体化、実現のため、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

大阪府知事 松井 一郎

目 次

活力と魅力ある都市空間の創造

1. うめきた2期の都市空間創造の推進
2. B I D制度の充実
3. 彩都東部地区の事業化の促進

減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

1. 大阪府北部を震源とする地震に対する支援
2. 密集市街地の整備
3. 住宅・建築物の耐震化の促進
4. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

1. 空家対策の促進
2. 住宅・建築物アスベスト改修事業の拡充
3. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備

活力と魅力ある都市空間の創造

大都市としてこれまで蓄積された都市資源のポテンシャルを最大限活用し、2025年の国際博覧会の大阪誘致を見据え、大阪の都市構造の大胆な転換などにより、活力と魅力ある都市空間の創造を推進することができるよう、必要な事業費を確保するとともに積極的な対応策を講じられたい。

1. うめきた2期の都市空間創造の推進

【内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省】

(※平成30年6月最重点提案・要望項目)

うめきた2期においては、人と健康・生活に関わる「ライフデザイン・イノベーション」をテーマに、イノベーション創出の源となる「みどり」を中心とした都市空間の創造をめざしている。2023年春の新駅開業、2024年夏の先行まちびらきに向け、基盤整備事業及び新産業創出機能の実現に関して以下の措置を講じられたい。

- ◇ JR東海道線支線の地下化及び新駅の設置、土地区画整理事業を着実に推進するための国費を確保すること
- ◇ 公共性の高い新駅設置に対する地方負担の平準化が図られるよう、地方負担額への起債充当を可能とすること
- ◇ 新産業創出機能の実現に向けた取組に対する国の支援、国のイノベーション支援機関の関西における機能拡充を行うこと

2. B I D制度の充実【総務省・国土交通省】

わが国の都市の成熟化と国際的な都市間競争激化のもとでは、都市をつくるだけでなく、つくった都市を育て、また蓄積してきた都市ストックの質を高め、有効活用していくことが不可欠である。

地域再生法の一部改正により、地域再生エリアマネジメント負担金制度が創設されたところであるが、企業やNPOなどによるエリアマネジメントを促進し、都市の活性化を図るためには、実行主体がより一層柔軟に活動できる環境整備が必要であることから、以下の事項を可能とする包括的な日本版B I D制度の充実を図られたい。

- ◇ エリアマネジメント団体に対し、寄付金に対する税額控除などの公益法人並みの税制優遇措置
- ◇ エリアマネジメント団体への公共施設管理権限の拡大
- ◇ エリアマネジメント団体が地域再生エリアマネジメント負担金制度を円滑に活用出来るよう支援すること

3. 彩都東部地区の事業化の促進 【国土交通省】

彩都（国際文化公園都市）は、大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成するなど自然と最先端科学が融合する都市づくりを行うため、昭和61年度の構想策定以来、約30年の長期にわたり、大阪府、茨木市、箕面市、都市再生機構等が連携して事業を進めている。東部地区（約367ha）では、平成27年度から民間事業者により事業化できている約72ha以外の約295haについて、平成28年に彩都東部地区地権者協議会が設立され、平成30年3月に東部地区全体の開発計画案が策定された。それを踏まえ、先行して事業化を目指す区域については、まちづくり協議会の設立等、具体的な検討が進められているところである。

また、東部地区は、近接して平成29年12月に新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジが供用開始するなど、更なる地域ポテンシャルの向上が期待できることから、この機を逃さず事業経験豊富な人材、ノウハウを集中的に投入し、東部地区全域の事業化を強力に進めることが肝要である。

このため、都市再生機構に対し、彩都における土地区画整理事業の施行者としての経緯を踏まえ、引き続き地権者の立場として東部地区のまちづくりについて、一定の役割を果たせるよう適切な指導をお願いしたい。

また、彩都関連で進めている事業について、必要な国費の確保を引き続きお願いしたい。

減災に繋げる災害に強い住まいと都市の形成

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、4 名の尊い命を奪い、ブロック塀の倒壊や建物の損壊など大きな被害を出すなど、改めて大地震の脅威を浮き彫りにした。

上町断層帯地震等の活断層による直下型地震や南海トラフ巨大地震等の来るべき大地震に備え、生命を守り被害を最小化する減災の観点から、府民の安全・安心の基盤である住宅・建築物等の耐震化、密集市街地対策による災害に強い都市構造の形成に向け、積極的な対応策を講じられたい。

1. 大阪府北部を震源とする地震被害に対する支援【国土交通省】

被災地の早期復旧・復興を可能なものとするため、以下のとおり必要な対応策を講じられたい。

- ◇ 通学路等の安全確保のために、民間の所有する危険なブロック塀の撤去や改修について、防災・安全交付金の基幹事業に位置づけるとともに、国費による上乗せの補助制度を創設すること。

2. 密集市街地の整備【国土交通省】

(※平成 30 年 6 月最重点提案・要望項目)

「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消に向けて、地区公共施設や延焼遮断帯の整備などをこれまで以上に強力に進めるため、国費の重点配分を行うとともに、以下の制度拡充などを図られたい。

- ◇ 地方債に関する特別措置（起債充当率や元利償還に対する交付税措置について東日本大震災の復興事業と同等の措置）を講じること
- ◇ 老朽建築物の除却を強力に進めるため、地方負担のない国費による上乗せの補助制度を創設すること
- ◇ 老朽建築物の除却を促進し、土地活用を促すため、土地の流通にかかる所得税等を軽減する制度を創設することとともに、それに伴い税込減となる自治体に対し、交付税措置等の助成措置を行うこと
- ◇ 老朽建築物の所有者に対し、除却等を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること

3. 住宅・建築物の耐震化の促進 【国土交通省】

(※平成30年6月最重点提案・要望項目)

住宅（分譲マンションなどの共同住宅を含む）・建築物の耐震化を強力に促進するため、以下の項目を要望する。

- ◇ 耐震診断が義務付けされた広域緊急交通路沿道建築物及び不特定多数の者が利用する大規模建築物における耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長と地方の補助率に連動しない国の補助制度への拡充を行うこと
- ◇ 地方負担に対する特別交付税措置に関して、財政力指数に応じた率の撤廃や特別交付税の措置率の引上げを行うこと
- ◇ 耐震診断が義務付けされた建築物の耐震改修工事完了後の固定資産税減額に係る税制優遇制度の拡充を行うこと。また、建替え工事を行った場合における、固定資産税減額に係る税制優遇の特例制度を創設すること
- ◇ 平成22年度補正予算において実施された住宅の耐震改修等に対する緊急支援事業と同様の制度を創設すること
- ◇ 住宅・建築物の所有者に対し、耐震化を強く働きかけるため、固定資産税情報の内部利用ができるよう制度改正すること

4. 社会資本整備総合交付金制度等の充実強化 【国土交通省】

(※平成30年6月最重点提案・要望項目)

災害に強い都市づくりを強力に進めるため、社会資本整備総合交付金、地域居住機能再生推進事業補助金等については、個々の事業の重要性や進捗、ピークを適切に見極めた上で、大都市における公営住宅等の耐震化や密集市街地対策等の重要性を十分考慮し、事業が安定かつ確実に実施できるよう必要な予算額を確保されたい。

誰もが安心して暮らせる大阪の実現

公的・民間賃貸住宅を含めた大阪府域全体の住宅ストックを活用し、誰もが安心して暮らせる大阪の実現するよう、空家等の利活用や建築物の安全性確保などにおいて、積極的な対応策を講じられたい。

1. 空家対策の促進 【総務省・国土交通省】

(※平成 30 年 6 月最重点提案・要望項目)

空家対策の実施主体である市町村による取組みが一層推進されるよう、国費の柔軟な運用を行うとともに、以下の制度拡充などを図られたい。

- ◇ 一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、税情報の利用や勧告に伴う住宅用地特例の適用除外などの対策が実施できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象にするなどの必要な措置を講じること
- ◇ 旧耐震基準で建築された空家の除却を促進するため、除却後の更地に対する固定資産税等軽減措置及びそれに伴い税込減となる市町村に対する交付税措置を講じること
- ◇ 空家等対策の推進に関する特別措置法第 10 条第 3 項に基づく市町村からの求めに応じて郵便事業者が郵便転送情報を提供できるよう、所要の措置を講じること
- ◇ 市町村における空家等の実態把握にかかる財政負担の軽減や事務の効率化を図るため、国勢調査において空家数等を把握し、地方自治体に提供すること

2. 住宅・建築物アスベスト改修事業の拡充 【国土交通省】

アスベストによる健康被害の未然防止を図るため、「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）」によるアスベスト含有調査等に係る補助の交付対象に、吹付け工法により施工されたアスベスト含有仕上塗材も加えられたい。また、アスベスト含有調査等及びアスベスト除去等に係る補助を平成 33 年以降も継続されたい。

3. 建設発生土の適正処理のための法制度の整備 【国土交通省】

(※平成30年6月最重点提案・要望項目)

建設発生土の適正処理については、都道府県域を越える課題と捉え、次の項目の内容を規定した、建設発生土の適正処理に関する法律を制定されたい。

- ◇ あらかじめ処理計画を作成・提出させるなど、建設発生土の発生者側の責任を明確にし、発生から搬出、処理に至る流れを管理するとともに、地方自治体が情報共有できる仕組みを設けること
- ◇ 建設発生土の搬入・埋立て等の行為については許可制とし、安全確保のための許可基準を定めること
- ◇ 不適正な処理を行った者に対する罰則（法人重課を含む）を定めること